

松江市情報公開審査会答申
(答申第 12 号)

令和 6 年 4 月

松 江 市

別 紙

答申第 12 号

答 申

1 審査会の結論

松江市長が審査請求人に対し、令和 5 年 4 月 21 日付けこ政第 35 号公文書部分公開決定通知書でした公文書部分公開決定のうち、「ヒアリングシート」を非公開とした決定は妥当である。

2 事案の概要

本件は、審査請求人が松江市による松江市内の ██████████ 保育園（以下「本件保育所」という。）に対する一般監査の記録等の公開を求めたのに対し、松江市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人に対する令和 5 年 4 月 21 日付けこ政第 35 号公文書部分公開決定通知書により、ヒアリングシート（以下「本件ヒアリングシート」という。）につき松江市情報公開条例（以下「条例」という。）第 7 条第 2 号及び第 6 号に該当するとして非公開の決定（以下この非公開決定部分を特に「本件決定」という。）をしたことに関し、その取消しを求めて本件審査請求を行った事案である。

3 当事者の主張

(1) 審査請求人の主張の要旨

ア 本件保育所では不適切保育があり、これを是正して同所に入所する児童の生命、健康、生活を保護するため情報を公開する必要がある。

イ 実施機関が主張する非公開理由に対しては、次のとおり反駁^{はく}する。

(ア) 「発言者が真実を発言することを回避する結果となることが予想され」とか「監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」ということだが、「予想」や「おそれ」は抽象的なものであり、断定されたものではない。

(イ) 不適切保育がなかったのであれば、不名誉な事実はなくヒアリング内容を公開しても問題ない。不適切保育があったのであれば、子どもの基本的人権等を保護するためにその是正を図るとともに他の保育施設における同種事案の発生を予防するため、むしろヒアリング内容を公開すべきであり、これを公開しないということは事実の隠蔽にほかならない。なお、処分庁の弁明書の内容からすると、本件ヒアリングシートには不適切保育に関する事項が含まれると解釈することができる。

(ウ) 本件ヒアリングシートの内容が公開されないため、不適切保育の事実の有無が曖昧となり、かえって風評被害が出ているため、保育施設の現場において保育士ら職員の不安や動揺、混乱を招き、通常の保育の業務に支障を来している。

ウ 条例第9条（公益上の理由による裁量的公開）に基づいて本件ヒアリングシートを公開すべきである。すなわち、他の保育施設における同種事案の発生を予防するため、本件ヒアリングシートを公開すべきである。また、ヒアリング実施の有無やその状況、実地監査の結果を精査するため本件ヒアリングシートを公開すべきである。

(2) 実施機関の主張の要旨

ア 児童の生命、健康、生活を保護するため情報を公開する必要性について確たる主張がない。

イ 本件ヒアリングシートは、不適切保育の事実確認のために、実施機関が本件保育所の職員に要請し聴き取りした記録である。聴き取り調査に強制力はないため対象者の協力が不可欠である。ヒアリング内容が公開されることになれば、安心して自由かつ率直な意見を言うことができなくなり、特に発言者の特定につながる情報や不名誉な情報などの提供が拒否され、ヒアリングによる情報収集ができなくなる。

ウ 本件では、上記イのとおり非公開情報を公開すると監査事務に著しい支障が生じるから、公益上の理由による裁量的公開を認めるべきではない。

4 審査会の判断

(1) 前提事実

ア 松江市は、令和3年12月14日、児童福祉法第46条第1項に基づき、本件保育所に対し実地監査（以下「本件監査」という。）を実施した。

なお、児童福祉法第46条第1項は、「都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」と定めている（注：中核市である松江市においては、松江市長が同規定の都道府県知事に係る権限を有している。）。そして、同法第45条第1項は児童福祉施設に関し「都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。」と定める。

イ 松江市は本件監査において本件保育所の職員から聴取（以下「本件聴取」という。）を行い、その内容を記録し本件ヒアリングシートを作成した。本件監査では、本件保育所の職員から本件聴取をするに当たり、公益通報者保護の観点から、外部へ公開しないことを前提に承諾を得て行われた。

ウ 審査請求人は、令和5年4月5日、本件監査の記録等の公開を求めた。

実施機関は、審査請求人に対し、令和5年4月21日付けこ政第35号公文書部分公開決定通知書により、本件ヒアリングシートについて、「ヒアリング対象者」は「個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため」条例第

7 条第 2 号に該当し、「ヒアリング内容」は「発言内容の公開により、今後の同種の監査において、発言者が真実を発言することを回避する結果となることが予想され、正確な真実の把握が困難となり、監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」同条 6 号に該当するとして、本件ヒアリングシートを非公開とする旨の本件決定をした。

エ 当審査会が条例第 22 条第 1 項に基づき本件ヒアリングシートを検分したところ、本件ヒアリングシートには、本件監査の際の記録として次の事項が記載されていた。

(7) 松江市から本件聴取を受けた本件保育所の職員の氏ないし当該職員の役職名

(イ) 上記(7)の聴取対象者ごとに松江市が行った質問とそれに対する当該聴取対象者の回答その他の発言

(2) 条例第 7 条第 2 号該当性（個人情報）

上記(1)エ(7)の本件保育所の職員の氏ないし当該職員の役職名は、当該職員個人に関する情報であって、特定の個人すなわち当該職員を識別することができるものであるから、条例第 7 条第 2 号所定の非公開事由に該当する。

ところで、審査請求人は本件保育所に入所する児童の生命、健康、生活を保護するため、又は他の保育施設での同種事案の発生を予防するため、本件ヒアリングシートを公開する必要があるとするが、これは条例第 7 条第 2 号ただし書イの事由がある旨の主張と考えられる。しかし、本件保育所の職員の氏ないし当該職員の役職名を公開することにより本件保育所に入所する児童の生命、健康、生活を保護することに直接つながるとも同種事案の発生を予防することに直接つながるとも認められないから、同号ただし書イ所定の事由があるとは認められない。

(3) 条例第 7 条第 6 号該当性（事務事業執行情報）

ア 児童福祉法第 46 条第 1 項に基づく実地監査（以下単に「実地監査」という。）は児童福祉施設の設備及び運営等についての基準を維持できているか否かを把握するために行われるものであり、関係事実について正確に把握する必要がある。実地監査においては関係者から事情聴取を行うことができるが、こうした事情聴取においては聴取対象者が話した内容が外部に出ないようにすることが正確な事実の把握のためには重要である。

イ 本件監査では本件保育所の職員から本件聴取をするに当たり、公益通報者保護の観点から、外部へ公開しないことを前提に承諾を得て行われたが、これは正に上記趣旨を徹底するためであると言える。仮にこのような承諾を反故にして本件ヒアリングシートが公開されるとすればヒアリング対象者からの不信を招き、今後の監査において聴取対象者はありのままを話すことをためらい、結果として監査事務全般に支障が生じることになるであろうことは明らかである。

ウ 以上のことからすると、本件ヒアリングシートについては、これを公開すると松江市による今後の同種の実地監査において、聴取対象者が真実を発言することを回避する結果となることが予想され、正確な真実の把握が困難となり、同市の監査事務の

適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるから、条例第 7 条第 6 号所定の非公開事由に該当する。

(4) 公益上の理由による裁量的公開（条例第 9 条）の要否

ア 条例第 9 条は、条例第 7 条各号により公開が禁止される情報について、公益上特に必要がある場合に、処分庁の高度な行政的判断により裁量的公開を行うことができる旨を定めたものであって、同条の規定に基づいて公開するかしないかは、処分庁の裁量に委ねられているものである。そして、公益上公開が特に必要であるか否かは、公開請求される情報の性質、内容等に応じて、公開することにより得られる公益保護の程度と非公開事項の規定により保護される利益とを個別具体的に比較衡量ないしは検証し、客観的に見て、なお公開する利益が優先すると判断される場合にのみ許されるものである。

イ 審査請求人は、他の保育施設における同種事案の発生を予防するため本件ヒアリングシートを公開すべきであると主張する。もちろん保育所の適切な運営のための議論が必要であることは言うまでもなく、実地監査の結果がこれに役立つこともある。

また、審査請求人は、ヒアリング実施の有無やその状況、実地監査の結果を精査するため本件ヒアリングシートを公開すべきであるとも主張する。確かに、情報公開制度が行政活動に対する監視機能を発揮して行政活動が適切に行われるよう促す効果があることは否定しない。

しかしながら、本件ヒアリングシートを公開した場合、松江市の監査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは上記(3)のとおりであり、審査請求人の上記主張を斟酌しても、本件ヒアリングシートを公開することによる利益がこれを非公開とすることによる利益よりも優先するとまでは認められない。

ウ 以上のとおり、審査請求人が主張する公開による利益が、これを公開しないことによる利益すなわち監査による正確な事実の把握に優先すると明確に判断できない以上、条例第 9 条にいう公益上特に必要である事情は特段見出せず、本件決定が同条に違反するとは認められない。

5 結論

以上のとおり、本件ヒアリングシートを非公開とした本件決定は妥当である。

なお、本審査請求手続における審査請求人の主張立証活動は、本件保育所で不適切保育の事実があったこと及びそのことに対して松江市が適正に監査を行っていないことを専ら中心的な問題にしていると見受けられる。しかしながら、当審査会はあくまで実施機関が行う条例に基づく公文書公開請求に係る決定処分の当否を判断するために設置される機関であって、保育所における不適切保育の有無を事実認定したり、松江市が児童福祉法に基づき行う監査そのものの適否を判断したりする権限を有する機関ではない。審査請求人は本審査請求手続の中で様々な資料を提出しているが、その多くは、上記問題との関

連性はともかく、「本件ヒアリングシートの公開・非公開の当否」という本来的争点との関連性は不明瞭であるものと言わざるを得ず、上記 4(2)から(4)までに示した当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

- 6 審査会の処理経過等
別記のとおりである。

別記

1 審査会の処理経過

年月日	内容
令和5年9月7日	松江市長（以下「審査庁」という。）から諮問
令和5年10月3日 （審査会第1回目）	審議
令和5年11月7日 （審査会第2回目）	審議
令和5年12月12日 （審査会第3回目）	審議
令和6年1月16日 （審査会第4回目）	審査請求人の口頭意見陳述、審議
令和6年2月19日 （審査会第5回目）	審議
令和6年3月11日 （審査会第6回目）	審議
令和6年4月11日	審査庁に対して答申

2 松江市情報公開審査会委員名簿

氏名	所属等	備考
嘉村 雄司	島根大学法文学部准教授	会長
梶谷 なつみ	司法書士・行政書士	
熊谷 優花	弁護士	
黒澤 修一郎	島根大学法文学部准教授	
野島 和朋	弁護士	会長職務代理者